

日本頭痛学会代表理事候補者および代表理事選任内規

(趣旨)

第1条 この内規は、日本頭痛学会定款第19条第2項の規定により、理事会が代表理事選定の決議をするための手続きを定めるものとする。

(代表理事候補者の選出)

第2条 理事選挙により当選し、社員総会で選任された理事で構成される理事会が代表理事を選定する場合は、それに先立って社員総会前に理事就任予定者による会議（以下“会議”という）を開催し、代表理事候補者を選出するものとする。

(代表理事候補者選出のための会議)

第3条 社員総会前に開催する会議は、監事（監事が出席できない場合は監事が指名する者）が議長を務める。

2 前項に定める会議は、理事就任予定者の3分の2以上が出席することにより成立するものとする。

(代表理事候補者選出手続き)

第4条 代表理事候補者は、前条に定める会議で、協議による選出するものとする。

2 前項の規定による協議で選出できなかった場合は、デルファイ法による意見集約を行うものとする。

3 前項の意見集約は、各理事による投票により、次の手順で行い、2回目以降の投票で出席者の過半数の票が投じられた者を、代表理事候補者とする。

- ① 1回目は、各理事が2名連記で投票する。
- ② 2回目は、1回目の投票により票が投じられた者を対象として、各理事が1名を投票する。ただし、票が投じられた者から、代表理事候補者となることを辞退したい旨の意思表示があった場合は、協議のうえ承認することができる。
- ③ 2回目で過半数の票が投じられた者がいなかった場合は、過半数の票が投じられた者が出るまで、前号の方法により投票を行う。

(代表理事の選定の決議)

第5条 理事就任予定者の全員は、前条により手続きにより選出された代表理事候補者が代表理事に就任することに同意しなければならない。

2 前項の同意は、社員総会で理事が選任された後に代表理事決定書に署名および押し印（代表理事再任の場合は署名のみ）することにより行うものとする。

(その他)

第6条 この内規に定めない事項は、理事会の協議により決定するものとする。

附則

この内規は、平成24年11月18日から施行する。